

令和4年兵庫県条例第29号
県政改革の推進に関する条例

兵庫県では、これまで、阪神・淡路大震災からの復旧復興の過程において多大な影響を受けた財政の健全化を図るため、行財政構造改革を推進し、その成果を生かした適切な行財政運営を行ってきた。

一方、人口の減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化等の多様な課題に対応して、時代を切り拓く「躍動する兵庫」を実現していくためには、更に県の行財政全般にわたる改革（以下「県政改革」という。）を推進し、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立していかなければならない。

このような認識に基づき、参画と協働の理念のもとに、県民とともに歩む「県民ボトムアップ型県政」を基本として、職員一人一人の創意工夫を生かしつつ、県政改革を推進し、持続可能な行財政基盤を確立するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、県政改革の基本的な方向等を定める県政改革方針の策定及びこれに基づく取組に関して必要な事項を定めることにより、県政改革を継続的かつ効果的に推進し、もって時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立することを目的とする。

（県政改革方針）

第2条 知事は、持続可能な行財政基盤の確立に向けた県政改革を着実に推進するため、県政改革方針（以下「改革方針」という。）を定めなければならない。

2 改革方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県政改革の基本的な方向
- (2) 財政運営の指標及びその目標
- (3) 行政施策、収入の確保、公営企業、公社等、組織、職員、業務改革その他の事項に関する取組の方向
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県政改革の推進に関する事項
（改革方針の策定手続等）

第3条 知事は、改革方針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、改革方針の案を作成するに当たっては、県政改革審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、改革方針を定めたときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、改革方針の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止（以下「変更等」という。）について準用する。

（実施計画の策定等）

第4条 知事は、改革方針に基づく県政改革の推進に当たっては、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、実施計画を定めたときは、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告しなければならない。

（実施状況の報告等）

第5条 知事は、毎年9月30日までに、前年度における改革方針の実施状況について、県政改革審議会の意見を付して、議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(議会の意見)

第6条 議会は、改革方針の実施状況等を勘案し、改革方針の変更等その他適切な行財政の運営に関することについて、知事に対し意見を述べることができる。

2 知事は、前項の意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。
(県政改革審議会)

第7条 県政改革の推進に関する事項を調査審議するため、県政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第3条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する改革方針の案の作成に係る意見に関すること。

(2) 第5条第1項に規定する改革方針の実施状況に係る意見に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、県政改革の推進に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 地方行財政について知識経験を有する者

(2) 県内で活動を行う団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、県政改革の推進について十分な知識経験を有する者
(改革方針の見直し)

第8条 知事は、社会経済情勢の変化、国の政策動向、県政改革の推進状況等を勘案し、毎年度、改革方針の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(運営方針の案の作成に関する特例)

3 この条例の施行の日前に知事が運営方針の案を作成する場合には、行財政構造改革の推進に関する条例(平成20年兵庫県条例第43号)の行財政構造改革県民会議において県民の意見を聴き、同条例の行財政構造改革審議会の意見を聴いて作成するものとする。この場合において作成された運営方針の案は、審議会の意見を聴いて作成されたものとする。

(県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

4 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成18年兵庫県条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 行財政の運営に関する条例(平成30年兵庫県条例第40号)第2条第1項に規定する行財政運営方針については、この条例の規定は、適用しない。

(附属機関設置条例の一部改正)

5 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政構造改革審議会の項を次のように改める。

行財政運営審議会	行財政の運営に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）による適切な行財政の運営に関する事項の調査審議に関する事務
----------	---

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第44号の2を次のように改める。

（44）の2 行財政運営審議会

別表第1行財政構造改革審議会の項を次のように改める。

行財政運営審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2行財政構造改革審議会の委員の項を次のように改める。

行財政運営審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-------------	---------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の行財政の運営に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項の規定に基づき知事が定めた行財政運営方針はこの条例による改正後の県政改革の推進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定に基づき知事が定めた県政改革方針と、改正前の条例第4条第1項の規定に基づき知事が定めた実施計画は改正後の条例第4条第1項の規定に基づき知事が定めた実施計画とみなす。

（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正）

- 3 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「行財政の運営に関する条例」を「県政改革の推進に関する条例」に、「行財政運営方針」を「県政改革方針」に改める。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 4 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政運営審議会の項中「行財政運営審議会」を「県政改革審議会」に、「行財政の運営に関する条例」を「県政改革の推進に関する条例」に、「適切な行財政の運営」を「県政改革の推進」に改める。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第44号の2、別表第1行財政運営審議会の項及び別表第2行財政運営審議会の委員の項中「行財政運営審議会」を「県政改革審議会」に改める。

県政改革審議会規則（平成31年兵庫県規則第13号）

（趣旨）

第1条 この規則は、県政改革の推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）第9条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、県政改革審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第5条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第3条第3項及び前条の規定を準用する。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（委員の任期の特例）

3 令和7年4月1日以後に委嘱される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から令和11年3月31日までとする。

（招集の特例）

4 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。